

# 1 宮崎県子ども未来応援プランについて（概要）

## はじめに

### ■ 計画策定の趣旨

- ・国における子ども政策強化の動き（子ども基本法・子ども大綱）
- ・少子化に歯止めがかからない現状や深刻かつ複雑化する課題への対応

### ■ 計画の性格

- ・県の子ども・子育てに関する総合的な計画として「子ども基本法」、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県計画など7つの関連計画を一体的に策定

### ■ 計画の期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

## 第1章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

### ■ 少子化の現状

- ・合計特殊出生率:1.73(R元)→1.49(R5)
- ・出生数:8,043人(R元)→6,502人(R5)
- ・婚姻数:4,633組(R元)→3,592組(R5)
- ・50歳時未婚割合(生涯未婚率)
  - 男性:22.1%(H27)→24.6%(R2)
  - 女性:14.1%(H27)→16.8%(R2)
- ・平均初婚年齢
  - 男性:28.4歳(H2)→30.0歳(R5)
  - 女性:26.1歳(H2)→29.1歳(R5)
- ・いずれ結婚したい未婚者の割合:79.8%
- ・結婚に不安や負担を感じる未婚者の割合:77.2%
- ・不安や負担を感じる内容(最多項目):
  - やりたいことの実現が制約されてしまう(45.1%)

### ■ 子育ての現状

- ・子育てに不安や負担を感じる割合:69.9%
- ・不安や負担を感じる内容(最多項目):
  - 子育てにお金がかかる(66.3%)
- ・行政に求める施策(最多項目):
  - 保育所等の費用負担の軽減(59.9%)
- ・教育・保育施設の従事者数:
  - 7,473人(R元)→7,296人(R6)
- ・男性育児休業取得率:
  - 10.2%(R元年度)→36.4%(R5年度)

### ■ 子どもを取り巻く現状

- ・児童虐待相談対応件数:
  - 1,953件(R元年度)→1,791件(R5年度)
- ・生活保護世帯の高等学校等進学率:88.1%(一般世帯:98.5%)(R5年度)

## 第2章 「子ども・若者プロジェクト」の推進

喫緊の課題である「少子化対策」に令和8年度まで短期・集中的に取り組む

### 「子ども・若者プロジェクト」

- 1 出逢い・結婚の希望を叶える  
⇒出逢い・結婚支援の充実・強化
- 2 子どもがほしい人の希望を叶える  
⇒第2子以降の希望を後押しする施策等の展開
- 3 安心して子育てをすることができる教育環境をつくる  
⇒様々な環境の子どもを支え、夢や希望を後押しする教育環境の整備



女性・若者の活躍・定着促進

## 第3章 計画の基本的考え方

### ■ 基本理念

すべての子ども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり

### ■ 基本的視点

- ①子ども・若者の視点に立った施策の展開
- ②ライフステージに応じた切れ目のない支援

③困難な環境にある子ども・若者の支援

④若者にとって魅力ある宮崎づくり

⑤国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進

## 第4章 各種施策の推進

(ライフステージを通じた施策)

### 1 子ども達の権利擁護・意見の反映

- 子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映

### 2 未来を切り拓く子ども達への支援

- 遊びや体験活動の推進
- 子どもまんなかまちづくり
- 子ども・若者が活躍できる機会づくり
- 子ども・若者の健やかな育ちの実現

### 3 困難な環境にある子ども達への支援

- 子どもの貧困対策 ○障がい児・医療的ケア児への支援
- 児童虐待防止対策の更なる強化
- 社会的養護を必要とする子ども・若者への支援
- 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援
- 子ども・若者の自殺対策
- 犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組

(ライフステージ別の施策)

### 4 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり(子どもの誕生前から幼児期まで)

- 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 質の高い幼児教育・保育の提供

### 5 宮崎の未来を担う子ども達の育成(学童期・思春期)

- 子どもが安心して過ごすことのできる質の高い教育の推進
- 子どもの居場所づくり
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援

### 6 若者の希望を叶える宮崎づくり(青年期)

- 新規卒卒者・若者への就職支援
- 若者・女性にとって魅力ある地域づくり
- 出逢い・結婚支援の充実・強化

(子育て当事者等への施策)

### 7 子育て支援の充実

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進
- ひとり親家庭への支援
- 子育て支援情報の発信、子ども政策DXの推進

### 8 共働き・共育ての支援

- 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援
- 多様な働き方と子育ての両立支援

### 9 子どもと子育てにやさしい社会づくり

- 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成
- 地域の実情に応じた少子化対策の推進

### ■ 成果指標

5つの重点成果指標及び33の個別成果指標を設定

| 重点成果指標                              | 現状値   | 目標値   |
|-------------------------------------|-------|-------|
| 将来の夢や目標に向かって頑張っていると思う子どもの割合         | 68.0% | 80.0% |
| 安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しんでいると実感する人の割合 | 73.9% | 80.0% |
| 合計特殊出生率                             | 1.49  | 1.8台  |
| 男性の育児休業取得率                          | 36.4% | 76.0% |
| 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率                 | 88.1% | 94.0% |

## 第5章 幼児教育・保育等の提供体制

【子ども・子育て支援事業支援計画】

※幼児教育・保育に係る量の見込みと提供体制の確保など、子ども・子育て支援法に基づく項目を記載

## 第6章 計画の推進方針

計画の推進体制、進捗管理について記載

### (1)告示（基本的な方針）で新たに必須記載事項とされた事項

- ① こども誰でも通園制度の従事者の確保及び質の向上のための措置に関する事項
- ② 幼児教育・保育施設とこども誰でも通園制度実施事業者との連携・接続に関する事項
- ③ 保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項

## 3 県の対応について

### (1)これまでの動き

|             |   |
|-------------|---|
| R7.3        | 宮崎県こども未来応援プラン策定                         |
| R7.9.16     | こども家庭庁から子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改定がされる旨の事務連絡 |
| R7.9.29     | 内閣府が上記「2」の内容などを告示                       |
| R7.11.13    | 第38回宮崎県子ども・子育て支援会議にて対応方針等説明             |
| R7.11~12    | 市町村に対して、上記「2 ①」に係る量の見込みを調査              |
| R8.1.30（本日） | <u>第39回宮崎県子ども・子育て支援会議にて追加分の計画案を報告</u>   |

### (2)今後のスケジュール（予定）

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| R8.3 | <u>令和8年2月定例県議会（常任委員会）</u> において、報告 |
| R8.3 | 第3期宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画（追加分）の策定     |

第 3 期宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画（追加分）について

## 第 3 期宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画（追加分）について

### 1 趣旨

子ども・子育て支援法の改正等に伴い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整理並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の一部が改正され、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に新たに定めるべき事項が示されたことから、同計画に追加する内容を定めるものである。

### 2 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度まで（5 年間）

### 3 計画に追加する内容（基本指針において新たに定めるべきとされた事項）

- ① こども誰でも通園制度の従事者の確保や質の向上
  - ② 幼児教育・保育施設とこども誰でも通園制度を実施する者との連携・接続
  - ③ 宮崎県保育士・保育所支援センターが担うべき役割
- 次ページ以降に詳細記載

## 第 3 期宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画（追加分）について

## ① こども誰でも通園制度の従事者の確保や質の向上

- 市町村から認可を受けたこども誰でも通園制度を実施する者の研修を行う体制を整備し、実施する者の確保及び資質の向上を図ります。
- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）第 2 2 条の規定を踏まえ、市町村や関係団体等と連携しながら、こども誰でも通園制度の実施に伴い必要となる保育士等の確保に努めます。
- こども誰でも通園制度に従事する者の必要な数  
市町村子ども・子育て支援事業計画を基に積み上げられたこども誰でも通園制度に係る量の見込みについて、配置基準に対応するために必要となる従事者数を積算したものです。  
⇒ こども誰でも通園制度の従事者数は、市町村が策定（見込含む）した子ども・子育て支援事業計画において定めたこども誰でも通園制度の量の見込みを基に配置基準を踏まえて算出した数値。

## 【県全体での 1 日あたりの利用者（こども）の見込数、配置基準上 1 日あたり必要となるこども誰でも通園制度に従事する職員数】

(単位：人)

|   | R 8   | R 9   | R 1 0 | R 1 1 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 1 日あたりの利用者（こども）の見込数                     | 2 1 0 | 2 0 9 | 2 0 5 | 2 0 0 |
| 配置基準上 1 日あたり必要となる<br>こども誰でも通園制度に従事する職員数 | 8 4   | 8 6   | 8 5   | 8 5   |

## 宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画について

**② 幼児教育・保育施設とこども誰でも通園制度を実施する者との連携・接続**

- こども誰でも通園制度は、満3歳以上のこどもを対象としていない（6か月から満3歳未満のこどもが対象）ことを踏まえ、誰一人取り残されない子育て環境の確保を図るため、関係団体とともに地域の幼児教育・保育施設との円滑な連携・接続に取り組む市町村を支援します。

**③ 宮崎県保育士・保育所支援センターが担うべき役割**

県内の保育施設等においては、国が定める保育士の配置基準は概ね満たしているものの、休暇が取得しやすい環境の整備や保育の質の向上の観点では人材確保の状況が十分とは言えない上に、今後、こども誰でも通園制度の本格施行等を控え、より一層の保育士不足が見込まれることから、「宮崎県保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）」において、市町村やハローワーク、指定保育士養成施設、関係団体等とも連携しながら、下記に掲げる取組により、保育人材の確保を進めます。

- 保育士や保育施設等に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする県民の理解を深めるため、保育の仕事や魅力の情報発信を行うとともに、支援センターの取組に関する広報を実施します。
- 保育士資格取得を目指す方の増加に繋げるため、保育補助者等に対する国家試験受験の勧奨を実施します。
- 潜在保育士等の保育施設等への就職を進めるとともに、保育現場で活躍できる環境を整えるため、伴走的な就職支援を実施します。
- 保育士が働きやすい職場環境を確保するため、保育士や保育施設等を対象とした相談支援や職場環境改善等に係る周知・啓発を実施します。